

協定未締結国中国の社会保障制度の現状

水野コンサルタンシーグループ

代表 水野真澄

5種類からなる社会保険

中国の社会保険は、「社会保険法(主席令 2010 年第 35 号)」第 2 条に定められた養老保険(定年退職後の年金)・医療保険・工傷保険(労災保険)・失業保険・生育保険(出産保険)の 5 種類となっており、5 険と呼ばれている。また住宅基金(外国人には保険料の支払いが強制されていない)を加え 5 険 1 金と呼ばれる場合もある。

これらは会社と本人の双方が負担することになっており、保険料を納付すべき比率(積立比率)は地域によって異なるが、総じて前年度の年収の 40% 程度と高く(雇用者 30%・本人 10% 程度)、会社にとっては少なからぬ負担となる。

また社会保険法には、「中国で就業する外国人は、本法の規定を参考にして社会保険に参加しなければならない」と規定され、その後「中国内で就業する外国人の社会保険参加の暫定弁法(以下暫定弁法)」が 2011 年 10 月 15 日に施行されたことにより、中国内で就業する外国人は、出向社員・現地採用社員を問わず原則として(社会保険に関して国際協定を締結する場合を除く)社会保険料の納付が必要となっている。中国の社会保険

の現状と外国人の納付状況について解説したい。

高額となる社会保障の負担

社会保険料計算の基となる金額「納付基礎」は前年度の月平均賃金となるが、これは純粋な賃金給与金額だけでなく、残業手当など各種手当や賞与を含んだ金額である。高所得者・低所得者に対する配慮から、納付基礎に関しては上限・下限が設定されている。

社会保険制度は地域によって異なるが、北京・上海・広州市の納付基礎の金額は、現在月額で次の通りとなっている(表 1)。

表 1：北京・上海・広州市の納付基礎金額(月額)

	地域平均	上限	下限
北京	6463 元 (約 11 万円)	1 万 9389 元 (約 33 万円)	3878 元 (約 6 万 6000 円)
上海	5939 元 (約 10 万 1000 円)	1 万 7817 元 (約 30 万 3000 円)	3563 元 (約 6 万 1000 円)
広州	6187 元 (約 10 万 5000 円)	1 万 4958 ~ 1 万 8561 元 (約 25 万 5000 ~ 31 万 6000 円)	1895 ~ 3712 元 (約 3 万 2000 ~ 6 万 3000 円)

(注)北京、広州は 15 年 7 月～16 年 6 月分、上海は 16 年 4 月～17 年 3 月分

原則として上限金額は地域平均の 3 倍、下限金額は地域平均の 60% だが、広州市については保

表 2：北京・上海・広州市の各保険に関する積立比率

	養老保険	医療保険	生育保険	失業保険	工傷保険
北京	28% (雇用者 20%、本人 8%)	12% + 3 元 (雇用者 10%、 本人 2% + 3 元)	0.8% (雇用者のみ納付)	1.2% (雇用者 1%、本人 0.2%)	業種により納付基礎の 0.2% ~ 1.9% (雇用者のみ納付)
上海	28% (雇用者 20%、本人 8%)	12% (雇用者 10%、本人 2%)	1% (雇用者のみ納付)	1.5% (雇用者 1%、本人 0.5%)	業種により納付基礎の 80%の 0.2% ~ 1.52% (雇用者のみ納付)
広州	22% (雇用者 14%、本人 8%)	10% (雇用者 8%、本人 2%)	0.85% (雇用者のみ納付)	0.68 ~ 1% (雇用者 0.48 ~ 0.8%、 本人 0.2%)	0.4 ~ 1.2% (雇用者のみ納付)